

German Act of Census 2011 and Regulation of the European Union on Population and Housing Censuses ; Part III

浜砂, 敬郎
九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/25243>

出版情報 : 経済学研究. 79 (2/3), pp.105-126, 2012-09-28. Society of Political Economy, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



(資料)

ドイツの2011年センサス法と人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約 (その3 : 完)

浜 砂 敬 郎

訳者 まえがき

(一) 人口・住宅センサスにかんする欧州連合規約

訳者 前注

[1] 前文 + 根拠規定

[2] 条文規定 (以上 (その1) 『経済学研究』 第78巻第5・6合併号)

[3] 欧州連合センサス規約に関連する法規補追

(1) 訳者付注

(2) 関連法規の条文翻訳 (以上 (その2) 『経済学研究』 第79巻第1号)

(二) 2011年ドイツセンサス準備法 (以下本号)

(三) 2011年ドイツセンサス指定法

(二) 2011年ドイツセンサス準備法 (登録簿支援型センサス準備法 [Zensusvorbereitungsgesetz 2011 -ZensVorbG 2011])

(1) 連邦議会審議日程 (訳者作表)

日程 (2007年)	議会の経過・動き	関連文書・備考
3月30日	・連邦参議院：連邦政府 本法原案を提出	BRDS222/07
4月30日	・連邦参議院：法案に同院の内務、財政、法務、都市建設・住宅・地域委員会が勧告 (意見書) 提出。Eu センサス規約にかんする提案	BRDS222/1/07 BRD147/1/07
5月11日	・連邦参議院：同院が委員会勧告を受けて、法案にたいする見解提出	BRDS222/07 (決議)
5月30日	・連邦議会：連邦政府 本法「修正」案を同議会に提出 (2カ所の単純な字句修正のみ) + 付録1 法案とその根拠、付録2 国家基準管理局の見解、付録3 連邦参議院の見解、付録4 連邦政府の答弁	BTDS16/5525
9月17日	・連邦議会内務委員会：専門家公聴会	
9月19日	・連邦議会内務委員会：法案可決提案	
	・連邦議会財政委員会：センサス準備法の執行予算報告	BTDS16/6455
9月20日	・連邦議会で法案可決	BTDS16/6456

日程 (2007年)	議会の経過・動き	関連文書・備考
10月12日	・連邦参議院：法案に異議申し立、両院協議会の開催決議	638/07 (B)
10月16日	・連邦参議院：法案に異議申し立、両院協議会の開催要求 ：異議内容（連結データの審査の厳密化、連邦と州間の予算割り当て配分、登録簿データの抹消手続き）	BTDS16/6728
11月12日	・連邦参議院：法案に異議申し立	BTDS16/7085
11月16日	・連邦議会：連邦参議院の異議を拒否	BTDS16/7222
11月28日	・連邦議会：法案成立 (2008年4月1日、連邦統計局：本法による住所・建物登録簿、および出生地名・出生国目録の策定開始)	

(注) BRDS：連邦参議院議事文書、BTDS：連邦議会議事文書

(2) 条文訳

第1章 適用領域

第1条 適用領域

本法は、2011年に住民登録簿やその他の行政登録簿に集積されているデータの利用と補足調査によって実施される国勢・建物・住宅調査を準備するための住所・建物登録簿 (Anschriften- und Gebäuderegister) を構築することを規定する。

第2章 住所・建物登録簿ならびに出生地・出生国目録 (Verzeichniss zum Geburtsort und Geburtsstaat) の構築

第2条 住所・建物登録簿

- (1) 連邦統計局は、センサスを準備するために住所・建物登録簿を策定し、運営する。州法によって連邦統計の作成を担当する機関（州統計局）は、住所・建物登録簿の構築と管理に協力し、センサスの準備のために、それを利用する。
- (2) 住所・建物登録簿は、つぎのためにもちいられる。
 1. センサスのために実施される住宅・建物センサスの行程の調整とすべての統計調査の行程管理、
 2. センサスにおいて予定されている標本調査の準備と標本抽出の基礎、
 3. さらに、センサスのための調査を調整し、センサス実施の枠内において、いろいろなデータソースからのデータを連結し、センサスに含まれている建物、住宅と個人を全数性について審査するため、
 4. 統計値を地域的に分析し、表章するための体系の開発とセンサスを小地域的に利用するための基礎の創出。

(3) 住所・建物登録簿には、すべての居住住所(Wohnanschrift)について、つぎのようなデータが貯えられる。

1. 整理番号、2. 郵便番号、3. 地域または市町村、4. 地域区域または市区域、5. 街路、6. 建物番号 (Hausnummer)、7. 住所追記、8. 建物の状況、9. 行政市町村番号、10. 地域区域または市区域記号、11. 街路記号、12. 市町村独自の街路記号、13. 精度指標を含む位置値 (座標・調整値)、14. 市町村規模、15. 建物の機能、16. 建物の形状、17. 住宅数、18. 居住住宅数、19. 住所ごとの第1住宅の人員数、20. 住所ごとの第2住宅の人員数、21. 住所におけるドイツ人数、22. 住所における外国人数、23. 住所における社会保険加入義務がある雇用者の人数、24. 住所における失業者数、25. 調査事務所の記号、26. 標本記号、27. 住所における名前が異なる家族名数、28. 住所における変動率
- 特殊な建物については、29. 施設の種類、30. 宿泊室の負担者、所有者または管理者の氏名と住所、31. 特殊な建物の調査方法 建物・住宅センサスの申告義務者について、32. 家族名と個人名、または名称および、33. 建物と住宅の所有者、建設権利者、管理者またはその他の処分権利者の住所 (2010年12月31日以降利用可能)

(4) 住所・建物登録簿は、センサスを実施するために、遅くとも2010年12月31日以降には利用できなければならない。

第3条 地名目録 (Ortsverzeichnis)

(1) 連邦統計局が、第2条の住所・建物登録簿とは別に、出生地・出生国目録(Verzeichnis der Geburtsorte und Geburtsstaaten : 地名目録 (Ortsverzeichnis)) を作成し、管理する。それは、連邦統計局と州統計局によって、センサスを実施するために利用される。

(2) 地名目録には、つぎの事項が記載される。

1. 出生地、2. 出生国、3. 出生地 身分局 、4. 移入元国

第4条 測量局によるデータの譲渡

(1) 州法によって測量を担当する機関 (州測量局) は、2008年4月1日に連邦地図製作・測地局に、2007年4月1日を期日として、つぎのような標識にかんする電子データを各々の住所について譲渡する。

1. データセットの記号、2. 一義的なデータセット番号、3. 公式の市町村記号、4. 州測量部から譲渡される地域区域または市区域記号、5. 州測量部から譲渡される街路記号、6. 建物番号 (Hausnummer)、7. 住所追記、8. 精度指標を含む位置値 (座標・調整値)、9. 街路名、10. 郵便番号、11. 住所追記を含む郵便地所名

(2) 州測量局は、2008年から2010年について、最終の譲渡後に発生した第1項の標識にかんするデータの変更を、各年4月1日付けの状況において、7月31日までに、電子的に連邦地図製作・測地局に伝える。

(3) 連邦地図製作・測地局は、第1項と第2項のデータを全数性について審査し、データ漏れを補い、完全なデータを電子的に連邦統計局に送付する。

第5条 住民登録簿局によるデータの譲渡

- (1) 第2条の住所・建物登録簿と第3条の地名目録を構築するために、州法によって住民登録簿を担当する機関（住民登録簿局）は、州統計局に、登録されているすべての住民について、住民登録簿から2008年4月1日付の、つぎのようなデータを期日後4週間以内に譲渡する。
 1. 公式の市町村記号を含む現住所、
 2. 存在するかぎり、市町村独自の街路記号、
 3. 単一住宅、第1住宅または第2住宅別の住宅の状況、
 4. 住宅への入居日、
 5. 住民登録局への届け出日、
 6. 家族名、
 7. 国籍、
 8. 前住所、
 9. 家族状態、
 10. 出生日、
 11. 性別、
 12. 出生地、
 13. 出生国、
 14. 出生地 身分局
 15. 移入元国州統計局では、第1号から第11号のデータは、第12号から15号のデータから即事に分離されなければならない。
- (2) 住民登録簿局は、州統計局に住民登録簿から第1項第1文の第1号から第11号のデータを2010年4月1日付けで、電子的に4週間以内までに譲渡する。
- (3) 州統計局は、第1項と第2項のデータを住民登録局からデータ譲渡を受けた期日後、遅くとも8週間以内に、連邦統計局に電子的に送付する。
- (4) 第1項第1文の第1号から第5号までのデータと第7号から第11号までのデータは、連邦統計局の標本組織データファイルに貯えられる。それは、連邦統計局と州統計局によって、標本設計と推計方法を開発するために利用される。

第6条 連邦労働庁によるデータ譲渡

- (1) 連邦労働庁は、2007年9月30日付で、社会保険に加入する義務がある雇用者と2008年3月13日付で、失業登録がなされている者にかんするつぎの標識を、連邦統計局にたいして、2008年4月15日に電子的に譲渡する。
 1. 郵便番号と公式の市町村記号を含む居住地、
 2. 街路、
 3. 建物番号と住所追記、
 4. 就業状況（雇用または失業）

第7条 データ連結

- (1) 第5条第1項第1文の1号から第11号までのデータと、第2項によって譲渡されたデータは、連邦統計局によって、第4条と第6条のデータと、街路名の標準化のために連結され、住所ごとの群にまとめられる。
- (2) 第1項のデータ連結の結果を、州統計局は、その管轄領域について利用する。州統計局は、その結果をとくに全数性と論理性（Schlüssigkeit）について審査する。州統計局は、住民登録簿局に、不完全な、または欠損しているデータについて、手掛かりとなる住所範囲（Anschriftenbereich）を提供する。住民登録簿局は、既存のデータによって、当初譲渡したデータが全数性を満たし、誤差がないかを明らかにする。そうでないときには、住民登録簿局は、州統計局にもう一度対応する住所範囲にかんするデータを送付する。審査の結果は、州統計局によって、連邦統計局に譲渡される。

第8条 整理番号

- (1) 各住所、建物、および住宅にたいして、整理番号を付与する。それは、連邦・州統計局によって市町村と建物を超えて、一義的に付与され、管理される。整理番号は、標識「街路記号」(第2条第3項第11号)を含むことができる。
- (2) 整理番号は、第7条による連結と、センサスにおいて必要な登録簿のデータと補足調査のデータの連結にもちいられる。

第9条 特殊な建物

- (1) 特殊な建物にいる個人にかんする調査を準備するために、州統計局は、住所・建物登録簿を、つぎの標識によって補う。
 1. 施設の種類の、2. 宿舍の責任者、所有者ないしは管理者の氏名と住所
- (2) 州統計局は、センサスに含められる特殊な建物にかんする全数性と第1項の標識にかんする精度を確保する。
- (3) 特殊な建物とは、共同宿舍、施設宿舍、避難宿泊所、寮、および外国の軍人、外交官または領事館代表部の親族が居住する建物である。共同宿舍と施設宿舍では、一般に、個人グループが長期的に宿泊し、生計を行うために役立てられる施設を理解する。避難宿泊所は、住宅喪失者が登録されている住所である。

第3章 建物・住宅センサスを準備するためのデータの譲渡

第10条 建物・住所センサスにたいする申告義務者の確定

- (1) 建物・住宅センサスを実施するために、州統計局は、住所・建物登録簿を、2009年4月1日付のつぎの標識にかんするデータによって補う。

建物ないしは住宅の所有者、建設権者、管理者ないしはその他の利用権利者の

 1. 家族名と個人名、または称号、および
 2. 住所申告義務を負う機関は、州統計局の要請によって、第1文に定める期日後4週間以内に、このようなデータを、できるだけ電子的に譲渡する。
- (2) 申告義務を負う機関は、州法によって、土地税、土地台帳の管理、および不動産登記の管理を担当する機関、ならびに財務局、公益事業者と廃棄物処理事業者である。税法第30条の税の秘密保護は、情報提供を妨げない。
- (3) 第2項の申告義務を負う機関は、要請に応じて、州統計局に、第1項第2文による報告について、2009年4月1日以降に発生した第1項第1文の標識の変更について通知する。

第4章 共通規定と発効

第11条 秘密保護

人的物的な事項にかんする個票の秘密保護には、連邦統計法第16条が適用される。

第12条 一般的に入手できるデータソースの利用

本法の目的のために、連邦統計局と州統計局は、一般的に入手することができるデータを利用することができる。

第13条 データ譲渡

- (1) 本法が規定するデータ譲渡は、既存のデータのなかから行われなければならない。
- (2) 本法に關与する機関は、データの電子的な譲渡と転送、データ媒体への貯蔵において、権限がない読み取り、複写、変更、または除去ができないように、技術的組織的な措置によって保証しなければならない。

第14条 経費

連邦統計局にたいするデータ譲渡の経費は、支払われない。

第15条 データ抹消

- (1) 第7条が規定する住所ごとのデータの連結と利用において、第5条第1項6号の家族名（住民登録局よりのデータ）が異なる登録者数が確定された後に、家族名は抹消される。第6条のデータ（連邦労働庁）は、住所・建物登録簿が策定された後に抹消される。
- (2) 標本調査組織データファイル（第5条第4項）は、できるだけ早い時点で、遅くともセンサス期日には抹消される。
- (3) 第2条の住所・建物登録簿は、早い時点ではセンサスにおける利用の終了後に、しかし、遅くともセンサス期日後6年までに解消し、それに貯蔵されているデータも抹消される。

第16条 発効

本法は、公示後の第1日に発効する。

(三) 2011年ドイツセンサス指定法（2011年行政登録簿支援型センサスにかんする法律 [Gesetz über den registergestützten Zensus im Jahre 2011- Zensusgesetz 2011]）

(1) 連邦議会審議日程（訳者作表）

日程	議会の経過・動き	関連文書・備考
(2009年) 1月2日	・連邦参議院：連邦政府 本法原案を提出、審議、本法原案を修正。	BRD 3/09、BRD 3/09 (B)、 BRD 3/09 (ZU)
3月4日	・連邦議会：連邦政府 本法原案を提出。	BTDS16/12219
3月19日	・連邦議会、本法原案を審議。	Plenarprotokoll 16/211
4月20日	・連邦議会、内務委員会において専門家公聴会	4月7日付内務委員会公示
4月22日	・連邦議会、財政委員会の予算報告	BTDS 16/12712
4月24日	・連邦議会で法案審議、修正法案を可決、連邦参議院に送付。	Plenarprotokoll 16/218
4月29日	・連邦参議院：本法再修正法案可決。	BTDS 16/12711、BRD 375/09
5月15日	・連邦参議院：連邦議会議案（4月24日）に同意、本法案可決。	375/09 (Zu) 375/09 (B)
(2010年) 10年5月6日	・連邦参議院・世帯標本調査の方法・範囲についての動議	BRD 114/1/10
(2011年) 5月9日	・センサス期日	
10月31日	・左派党、連邦政府にたいして、2011年センサスの中間決算にかんする質問書提出	BTDS 17/7566
11月16日	・連邦政府：左派党の質問にたいする回答	BTDS 17/7739

(2) 条文翻訳 (下線、および付注は政府原案にたいする修正、改定を示す 訳者)

センサス指定法目次

第1章 一般的規定

第1条 センサスの様式、目的および報告時点 第2条 調査単位と概念規定

第2章 データ調査とデータ連結：世帯形成

第3条 住民登録機関と上級連邦機関によるデータ譲渡 第4条 連邦労働局によるデータ譲渡

第5条 財政・人事統計法による申告義務機関の譲渡 第6条 建物・住宅センサス

第7条 標本調査による世帯調査 第8条 特殊領域がある住所における調査 (字句訂正)

第9条 データセットの連結と世帯形成

第3章 組織

第10条 調査事務所 第11条 調査員

第12条 集中的なデータ処理と製表 第13条 整理番号(Ordnungsnummern)

第4章 センサス値の精度を確保するための措置

第14条 住居をそなえる建物と居住されている宿舍の住所の補足的な把握

第15条 重複登録調査 第16条 不一致性を検出するための実査

第17条 センサス値の精度の評価 (原案には、「精度の」後に「確保と」があり)

第5章 申告義務とデータ保護

第18条 申告義務と申告様式 第19条 抹消 第20条 データ譲渡 第21条 公報

第22条 上級の連邦・州機関ならびに市町村と市町村連合体への統計表と個票の譲渡

第6章 末尾規定

第23条 建物・住宅・人口標本調査のための標本抽出枠の提供

第24条 連邦統計局へのデータ譲渡にかんする経費 第25条 財政調整 (追加)

第1章 一般的規定

第1条 センサスの様式、目的および報告時点

(1) 連邦と州の統計機関は、2011年5月9日(報告時点)付けて、人口・建物・住宅にかんするセンサス (Zensus: Bevölkerungs-, Gebäude- und Wohnungszählung) を連邦統計として実施する。

(2) 必要なデータは、つぎのような系統において獲得される。

1. 州法によって住民登録を所管する機関 (住民登録局) と上級連邦機関によるデータ譲渡 (第3条)
2. 連邦労働局によるデータの譲渡 (第4条)
3. 財政・人事統計法が定める申告義務機関によるデータ譲渡 (第5条)
4. 建物・住宅データを獲得するための調査 (建物・住宅センサス) (第6条)
5. データの精度を確保し、人口にかんする補足的なデータを把握するための標本調査による

世帯調査 (第7条)

6. 共同宿舎、施設、緊急宿舎、寮、および類似の施設がある住所の居住者にかんするデータの調査 (特殊領域における調査) (第8条) (字句修正)
 7. 住居をそなえる建物と居住されている宿舎の住所にかんする補足的な確認 (第14条)
 8. センサス結果の精度を評価するための調査 (第17条) (追加)
- (3) センサスは、つぎのことに、もちいられる。
1. 連邦、州および市町村の公式人口を確定し、二つの国勢調査の間の時点にかんする公式人口を推計する基礎を提供すること
 2. 政府の統計体系の基本データならびに、とくに人口、経済、社会、住宅制度、地域整備、交通、環境、および労働市場の領域における連邦、州、および地方自治体の政治的な決定のための基礎として、人口にかんする構造データを獲得すること
 3. 人口・住宅センサスにかんする2008年7月9日付の欧州議会と欧州理事会の規約 (EG) Nr.763/2008による欧州法上の報告義務を履行すること (ABI. EUNr. L218 S.14)

第2条 調査単位と概念規定

- (1) 国勢調査 (人口センサス) の調査単位は、個人と世帯である。人口にはつぎの者が含まれる。
1. 住民登録法の規定によって、報告時点において登録義務を負う者、
 2. 外国において従事している連邦軍、警察機関、および外務省 (外務にかんする法第2条) に所属する者。
- 外国の軍隊、外交部と職業領事部に従業する関係者は、人口に含まれない。共同で居住するすべての者は、一つの世帯を形成する。複数の住宅を保有する者は、それぞれの居住地において把握され、一つの世帯に帰属される。
- (2) 市町村の公式人口とは、その市町村に通常の滞在 (居住地...訳者注) をもつ者の総数である。通常の滞在とは住民登録法の規定によって、その単一住宅だけか、第1住宅 (Hauptwohnung) で登録しなければならない所在地である。連邦軍、警察機関、および外交機関の外国における従事者ならびに、そこに常住している彼らの家族では、居住地の代わりに滞在している国が申告される。
- (3) 建物・住宅センサスの調査単位は、住居と居住されている宿舎をそなえる建物と住宅である。外国または外国軍隊、外交部のまたは職業的な領事代表者によって利用されており、かつ国際協定にもとづいて侵入することができない建物、宿舎と住宅は、除外する (文章表現の変更)。
- (4) 「住宅」とは、一つの独立の世帯を営むことができ、報告時点で営業目的には完全に利用されないで、外部にたいして閉じられており、居住目的に特定され、まとめて併存している部屋 (居室) と理解される。住宅には、分離して存在する居住目的のために建築された地下室、または屋根裏住宅 (例屋根裏部屋) も入る。住宅は、必ずしも台所または簡易台所をそなえていなくてもよい。住宅は、階段の間、玄関の間、または外部に直接につながる単独の入口をそ

なえる、すなわち、居住者が他の住宅を通らなくても、出入りすることができる住宅である。

- (5) 特殊領域とは、共同宿舍、施設宿舍および緊急事態宿舍、寮および類似の宿舍である。共同宿舍と施設宿舍によって、一般に特定の宿泊需要をそなえる、個人の長期宿泊と扶養にもちいられる施設をとらえる。住宅喪失者が登録されている住所は、緊急事態宿舍に属する。機密性を要する領域とは、所属にかんする情報が該当者にたいして社会的な不利益をもたらすような領域である。登録義務によって、病院、寮や類似の施設に入ってる者について、登録した住所は、特殊な領域に属する (表現の変更)。
- (6) 調査が郡、郡次元や市町村以下の郡や市町村、ならびに市街区にかかわるかぎり、区域の状況と人口統計法第5条に規定される人口推計は、2009年12月31日づけの状態によって基礎づけられる (字句訂正 + 変更)。それは、州内において、標本抽出までに境界変更が行われるかぎり、そのかぎりではない。

第2章 データ調査とデータ連結：世帯形成

第3条 住民登録機関と上級連邦機関によるデータの譲渡

- (1) 2007年12月8日付けのセンサス準備法 (BGBl. IS. 2808) 第2条によって、住所・建物登録簿を更新するために、ならびセンサスを実施するために、住民登録局は州統計局に、登録されている各個人について、つぎのようなデータを、電子的に提供する。
1. 住民登録簿における整理番号
 2. 家族名、旧姓、個人名
 3. 街路、街路記号、建物番号と住所追記
 4. 居住地、郵便番号と公式市町村記号
 5. 出生日
 6. 出生登録をした身分局と番号
 7. 注釈付きの所属表記を含む出生地
 8. 外国での出生者については出生国
 9. 性別
 10. 国籍
 11. 家族関係
 12. 住宅の地位 (単一住宅、第1住宅または第2住宅)
 13. 転入元の市町村における住所と住宅状況
 14. 市町村において最近居住していた住宅の住所
 15. 住宅の入居日
 16. 市町村への転入日
 17. 外国からの移住者については転入元国
 18. 住民登録機関における登録日
 19. 住宅の地位の変更日
 20. 配偶者または登録済みの共同生活者の家族名、旧姓、個人名、出生日と整理番号
 21. 未成年の子の家族名、旧姓、個人名、出生日と整理番号、ならびに法定代理者の家族名、個人名、出生日、記号 (? 公式市町村記号のことか) と整理番号
 22. 最後の結婚日、または最後に登録した生活共同関係の理由
 23. 最後の婚姻解消日 または最後に登録した生活共同関係の解消日
 24. 住宅賃貸者の住所
 25. 住民登録簿への任意登録にかんする情報
 26. データ譲渡の停止とその理由
 27. 公法的な宗教への法律的な帰属 (追加)。
- (2) 住民登録局によって、第1項のデータはつぎの期日にいずれも、指示されている時点後の4週間以内に、譲渡される。
1. 2010年11月1日の期日
 2. 報告時点日
 3. 2011年8月9日の期日
- (3) 外国に派遣されている
1. 連邦軍服務者
 2. 連邦軍のために活動している者
 3. 警察機関の関係者

4. 第1号から第3号までに指示されている者を除く外交業務の従事者、ならびにそこに定住し、ドイツで登録していない家族関係者は、報告時点以後12週間以内に連邦統計局に、つぎの個人データを電子媒体で譲渡する。

1. 家族名、旧姓、個人名 2. 性別 3. 出生日 4. 現在居住する国家

5. 国内から移動し、外国に居住を開始した日

(4) 連邦国防省が第3項第1文第1号と第2号に規定するデータの譲渡を、連邦内務省が第3項第1文第3号が規定するデータの譲渡を、および外務省が第3項第1文第4号に定めるデータの譲渡を担当する。

(5) 第2項第1号にしたがって譲渡されたデータは、センサスを実施するために補助標識として把握される。

(6) 第2項第2号と第3号にしたがって譲渡されたデータのなかで、第1項第4号と第5号(標識出生日の月と年にかんするデータ)、第7号から第12号の、ならびに第15号から第19号までのデータは、調査標識として把握され、第1項第1号から第3号、第5号(標識出生日のなかの日付データ)、第6号、第13号、第14号ならびに第20号から第26号までのデータは、補助標識として把握される。

(7) 州統計局は、連邦統計局に第1項に規定されるデータを、全数性と完全性の審査終了後に、第2項に指示された時点後、遅くとも8週間までに譲渡する。

第4条 連邦労働局によるデータの譲渡

センサスの実施のために、連邦労働局は、連邦統計局に、報告時点に近い報告日に、そのデータ体からつぎのようなデータを電子媒体によって譲渡する。

1. 社会保険加入義務がある雇用者ならびに低賃金雇用者については、報告時点後遅くとも7カ月までに、調査標識として、

a) 勤務地(公式市町村記号) b) 経済部門 c) 事業所の経営体番号 d) 教育歴

e) 従事している職業 f) 雇用者の地位(雇用、または短時間雇用)

2. 失業者または求職者として登録している者、または休業している者については

a) 就業状況(失業、失業ではないが求職中、休業) b) 最終学歴

c) 最後に終了した職業教育

3. 雇用促進措置への参加者については、報告時点後遅くとも3カ月までに、調査標識として、

a) 措置の種類(就業に重要であるかぎり) b) 最終学歴 c) 最後に終了した職業教育

4. 第1号から第3号に指示された者について、それぞれの階層について第1号から第3号に指示された期限内に補助標識として、

a) 居住地、郵便番号と公式市町村記号 b) 街路、建物番号と住所追記

c) 家族名と個人名 d) 性別 e) 出生日

第5条 財政・人事統計法による申告義務機関によるデータの譲渡

財政・人事統計法第11条第2項第3号によって申告義務が課せられている連邦機関は、財政・

人事統計法第2条第1項第10号によって、連邦が公称資本または議決権の過半数をもって関与している連邦機関またはデータ獲得単位であるかぎり、連邦統計局にたいして財政・人事統計放題12条第2項に指示されているデータ獲得単位において直接的にサービスしている職員にかんして、報告時点について3カ月以内に、電子媒体、つぎのデータを提供する。

1. 調査標識

- a) 勤務地 (公式市町村記号)
- b) 連邦労働局へのデータ譲渡のために付与されている事業所番号または事業所の経済部門
- c) 政府の事業部門、地方自治体の事業部門、または地方自治体財政分類における製品番号
- d) データ獲得単位の名称または呼称 e) 従事している職業

2. 補助標識

- a) 居住地、郵便番号と公式市町村記号 b) 街路、建物番号と住所追記
- c) 家族名と個人名 d) 出生日 e) 性別 f) サービス範囲
- g) 報告機関またはサービス機関の番号

州統計局は、連邦統計局にたいして財政・人事統計法第2条第1項に指示されているその他のデータ獲得単位において直接的にサービスする職員にかんして、第1文に指示されている期限内、同文に指示されているデータを、電子媒体で譲渡する。

第6条 建物・住宅センサス

(1) センサスを実施するために、州統計局は、報告時点で、建物・住宅センサスを書式調査として実施する。

(2) 調査標識として、

1. 建物については、

- a) 市町村、郵便番号と公式市町村記号 b) 建物の種類 c) 所有形態
- d) 建物の様式 e) 建設年 f) 暖房の様式 g) 住宅数

2. 住宅については、

- a) 用途 b) 所有形態 c) 知られているかぎり、登録義務がない者の住宅
- d) 住宅面積 e) 便所 f) 浴槽、またはシャワー g) 部屋数

(3) 補助標識：

- 1. 申告義務者の家族名、旧姓、個人名と住所
- 2. 申告義務者、または、他の者の再調査に利用できる情報通信番号
- 3. 住宅ごとに、二人までの住宅利用者の名前と個人名
- 4. 知られているかぎり、居住者の員数
- 5. 住宅の街路、建物番号と住所追記

第7条 標本調査による世帯調査

(1) 州の統計局は、報告時点において、標本調査 (世帯標本) による世帯調査を実施する。調査はつぎのために、もちいられる。

1. 住民1万人以上の市町村、ならびに住民40万人以上の都市の平均的にほぼ住民20万人の市街区については、住民登録簿に記載されている者が記録されている住所に居住しているか否か、または住民登録簿に記載されていない者がある居住住所に居住しているか否かを確定し、それによって、最大0.5%の単純な相対標準誤差である目標精度において公式住民人口を把握するため（追加）。

2. 住民1万人以上の市町村、すべての郡、ならびに住民40万人以上の都市の平均的にほぼ住民20万人の市街区については、行政登録簿では獲得することができないセンサス標識を、対象市町村または対象となる行政単位、すなわち本規定が適用される市町村とラインランドファルツ州の市町村連合体の住民数の最大1%の単純な絶対標準誤差をもつ目標精度において調査するため（追加）。

確定は、住民登録簿から受け入れられた個人の住宅の地位にかんするデータの訂正を含まない（変更）。

(2) 第1項第2文の精度基準によって要請される標本規模は、人口の10%を超えてはならない（原案では8%）。連邦政府は、第1条第3項の目的を実現し、第7条第1項の精度基準を達成するために、連邦参議院の同意を得た法規命令によって、標本の方法手続きならびに具体的な標本規模を確定する。本法規命令の原案は、連邦参議院に、2010年3月15日までに送られなければならない（変更）。

(3) 標本の抽出単位は、住所・建物登録簿の住居を備える住所である。標本抽出（時点）と報告時点の間に住所・建物登録簿に受け入れられた住居を備える街路に住所が振られるならば、追加標本が割り当てられなければならない。第1文と第2文による標本調査は、特殊領域の住所については、第8条第5項の基準にしたがうときだけ、許容される。第8条第5項の基準にしたがって許容される標本の選定は、住所・建物登録簿を基本枠として数理的な偶然的方法にしたがって、層別標本によって実施される。標本抽出のために、2011年センサス準備法によって、標本組織データファイルに集積されたデータ、ならびに第3条第1項によって住民登録機関から譲渡されたデータが利用される。標本選定の方法手続きは、第1項に指示された二つの標本調査の目的を、ともに達成することを考慮して、形成される。標本選定は、住民1万人以上の市町村では、市町村次元において、1万人未満の市町村については、郡次元において、住民40万人以上の都市における平均的にほぼ住民20万人の市街区において、実施される。またラインランドファルツ州の市町村連合体は、本規定が適用される市町村である（変更と追加）。

(4) 調査標識はつぎの通り。

1. 住宅の地位 2. 性別 3. 国籍 4. 出生の月と年 5. 家族関係 6. 非婚の共同生活 7. 1955年12月31日後に、その者の自身、またはその片親がドイツに移住した者については、被調査者または片親の外国における以前の居住地とドイツへの到着年（変更）、8. 世帯員数 9. 報告時点の週における国際労働機構の労働力概念の基準にしたがった就業状態、または非就業の場合には、最後の就業についての相応する回答、および非就業者ならびに15才未

満のすべての者については、報告時点の週におけるそのおもな状況・身分 10. 職業上の地位
11. 就業の職業 12. 勤務先の経済部門 13. 勤務先の住所 (市町村のみ) 14. おもな就業
15. 最終学歴 16. 再職業教育歴 17. 現在の就学 18. 公法上の宗教組織への法的な帰属
19. 宗教、信仰、または世界観における宗派 (イスラム教スンニ派 イスラム教シーア派 イスラム教アレブ派 仏教 ヒンドゥ教 およびその他の宗教、信仰または世界観) (原案追加)

(5) 補助標識 :

1. 家族名と個人名、2. 住所と建物における住宅の位置 3. 出生日 (月と年は不要)
4. 申告義務者、または、他の者の再調査に利用できる情報通信番号
5. 就業者については、報告時点のおもな就業状態 (主たる就業)

(6) 調査員は、実査を報告時点後の12週間以内に終了しなければならない。その期限から、根拠ある例外的な場合にだけ、はずれることができる。

第8条 特殊領域がある住所における調査 (字句修正)

(1) 州統計局は、特殊領域があるすべての住所について、そこに居住する者を確定する。そのために、そこに居住するすべての者についてつぎのデータが調査される。

1. 調査標識として

- a) 出生の月と年 b) 性別 c) 家族関係 d) 国籍 e) 住居への入居日 または宿泊の開始日 f) 出生国 g) 住所の者が第2条第1項第4文から第6文までにしたがって世帯に居住しているか h) 住宅の地位

2. 補助標識として

- a) 家族名、旧姓と個人名 b) 出生日 (月と年のデータを除く) c) 出生地

(2) 第1項によって確定された者について、第3条1項によって譲渡されたデータとの対照が行われる。州統計局は、第8条第1項に規定される標識によって、その者が第1住宅と第2住宅によって把握されるべき箇所を明確にする。住民登録機関にたいする再調査は許されない。

(3) 第1項第2文第1号記号gが規定する世帯に居住しない特殊領域の者については、対照が実施された後に直ちに、第1項第2号に規定する補助標識が抹消される。

(4) 機密性を要する特殊領域において、建物・住宅センサスでは、第6条第2項が規定する調査標識と補助標識としては申告義務者の家族名、個人名、住所と情報通信番号だけが調査される(変更)。

(5) 機密性を要する特殊領域においては、第7条が規定する世帯標本調査を実施することはできない。第7条によって選定されるその他の特殊領域においては、そこに居住する者は、第7条第4項と第5項が規定する標識について調査を受ける。

第9条 データセットの連結と世帯形成

(1) 連邦統計局は、人口学的就業統計的なデータをそなえる組み合わせられたデータセットを作成するために、第8条、第15条及び第16条による調査と調査研究の結果を遵守して、第3条から第5条までのデータセットを連結する。

- (2) 住民登録簿における過剰把握と過小把握を確定し、組み合わせられたデータセットを、第7条の調査から得られた追加標識によって補うために、州統計局は、第1項のデータを第12条第4項第3文と第5項の照合データ体によって、第7条のデータと連結する。
- (3) 州統計局は、建物・住宅センサスから提供されるデータセット(第6条)、ならびに組み合わせられたデータセット(第1項と第2項)を、第12条第2項と第4項から第7項までを遵守して、建物ごとの住所において連結する。州統計局は、連結したデータを、バイエルン州統計・データ処理局に譲渡する。同局は、連結されたデータをつぎのような標識によって、個人ごとに住宅に係るにつけて、データセットを世帯に連結する。
1. 建物・住宅センサスからの標識
 - a) 住宅ごとに、二人までの住宅利用者の名前と個人名
 - b) 知られているかぎり、住宅ごとの居住者の員数
 - c) 用途
 - d) 住宅面積
 - e) 部屋数
 2. 住民登録簿からの標識
 - a) 住民登録簿における個人の整理番号
 - b) 家族名、旧姓と個人名
 - c) 出生日
 - d) 性別
 - e) 国籍
 - f) 家族関係
 - g) 住宅の地位(単一住宅、第1住宅または第2住宅)
 - h) 転入元の市町村の住所と住宅の地位
 - i) 市町村において最近居住していた住宅の住所
 - j) 住宅の入居日
 - k) 市町村への転入日
 - l) 外国からの移入
 - m) 配偶者または登録済みの共同生活者の家族名、旧姓、個人名、出生日と整理番号
 - n) 子の家族名、旧姓、個人名、出生日と整理番号、ならびに法定代理者の家族名、個人名、出生日、記号(？公式市町村記号のことか)と整理番号
 - o) 最後の結婚日、または最後に登録した生活共同関係の理由
 - p) 最後の婚姻解消日 または最後に登録した生活共同関係の解消日
 - q) 住宅賃貸者の住所
 - r) 住民登録簿への任意登録にかんする情報

第3章 組織

第10条 調査事務所

- (1) 第6条から第8条まで、さらに第14条、第15条と第16条による調査を実施するために、州は調査事務所を設置することができる。調査事務所に、本法によって州統計局が遂行すべき業務を委託することができる。
- (2) 調査事務所は、空間的、組織的および人事的に他の行政機関から分離されていなければならない。調査資料のなかのデータが、他の業務に利用されないことが保証されなければならない。調査事務所において従事する者は、統計の秘密を保持し、また業務によって得られた申告義務者にかんする情報を守秘することを、書面によって義務づけられる。義務は調査事務所における業務の終了後も、適用される。

第11条 調査員

- (1) 第6条から第10条まで、ならびに第14条から第17条までの調査については、連邦統計法第14条にしたがって、統計調査員を投入することができる。統計調査員は、州統計局または調査事

務所によって選任される (訂正)。

- (2) 連邦と州は、州統計局または調査事務所を職員の募集のために指名し、統計調査員としての業務を、その裁量に委ねる。重要な生活にかかわるような公務は妨げられてはならない。指名された者は、調査員業務を引き受けることを義務づけられる。そのような業務を遂行することが健康上、または他の重要な理由によって、担うことができない者は免除される。さらに、調査員業務を引き受けることを、国民に義務づける可能性は、州法によって規定することができる。
- (3) 統計調査員は、連邦統計法第16条にしたがって、統計の秘密を守り、調査業務との関連性において明らかになった事実を秘密にすることを、書式によって義務づけられる。義務づけは、その業務終了後においても、適用される。調査員は、その住宅の直近の地域に投入されてはならない。調査員は、職務上またはその他の理由によって調査業務から得られた情報が、申告義務者の不利益になるように利用される懸念があるときには、投入されてはならない。
- (4) 統計調査員が名誉職的に任用されているかぎり、彼は、その業務にたいして、所得税法第3条第12号第2文の意味において免税された経費補償を得る。
- (5) 第6条の調査において、つぎのこのために、統計調査員を任用することができる。
 1. 第18条第2項によって、申告義務者を確定するために、
 2. 無回答、不完全な回答ないしは矛盾する回答にたいして、第18条第2項第8文によって、代替的な実査を実施するために (修正・追加)。
- (6) 第7条の世帯標本調査では、調査員は依頼によって、第7条第4項第2号、第4号と第8号にかんするデータを、および第7条第5項第1号から第3号までの補助標識にかんするデータを、口頭によって受けとることができる。調査員は、このデータそのものを調査票に記入するか、または電子的に入力することができる。それはまた、申告義務者が同意するかぎり、調査票への他の記入にたいして適用される。
- (7) 第8条の調査に、調査員を任用することができる。機密性を要さない特殊領域における調査では、調査員は依頼することによって、第8条第1項第1号記号 a と b にかんするデータを、および第8条第1項第2号記号 a と b の補助標識にかんするデータを、口頭によって受けとることができる。調査員は、このデータそのものを調査票に記入することができる。それはまた、申告義務者が同意するかぎり、調査票への他の記入にたいしても適用される (第2文削除済み)。
- (8) 第14条の住居と、居住されている宿舎をそなえる建物の住所を、追加的に把握するために、第14条第3項の書式調査と巡回実査に、調査員を任用することができる (一部削除)。
- (9) 第15条第3項の重複登録調査では、書式による調査手続きを効果的に実施することができなかったときには、調査員を投入することができる。
- (10) 第16条の不一致案件を解消する実査においては、調査員は依頼することによって、第16条第2文第1号記号 a、b と f にかんするデータを、ならびに第16条第2文第2号の補助標識にかんするデータを、口頭によって受けとることができる。調査員は、このデータそのものを調

査票に記入するか、または電子的に入力することができる。それはまた、申告義務者が同意するかぎり、調査票への他の記入にたいしても、適用される。

- (1) 統計調査員は、第6条から第8条までの、および第15から第17条までの調査における業務を補助するために、関連する住所について、縮約された住民登録票を得る。それは、その住所で登録されている者について、家族名、旧姓、個人名、氏名追記、性別、出生国、国籍ならびに住所にかんするデータを含む（変更）。

第12条 集中的なデータ処理と製表

- (1) 調査されたデータは、つぎのような規定にしたがって、集中的に処理され、整理される。
- (2) 連邦統計局は、センサスを実施する枠内において、住所・建物登録簿を運営し、それと結びついている2011年センサス準備法第2条の業務の遂行を担当する。第9条のデータ連結においては、住所・建物登録簿に入力されているデータを利用することができる。
- (3) 連邦統計局は、センサスのためのメタデータシステムを提供する。
- (4) 連邦統計局は、第3条第1項によって住民登録機関から譲渡されたデータ、ならびに第4条と第5条によって就業統計登録簿のデータを、同局においてセンサスのために運転されるデータバンクシステムに受け入れ、連結するための情報技術を提供する。第3条第1項によって住民登録機関から譲渡されたデータと、第5条第2文の就業統計データの受入れと連結は、州統計局に義務づけられる。住民登録データと就業統計データは、住所・建物登録簿と結びつけられ、連邦統計局によって用意される照合データ体を形作る。照合データ体は、調査標識と補助標識について、部分調査間の自動的な対照によって、その論理的な一貫性と完全性を審査するために、州統計局との協同において利用される。専門的な概念は、調整されなければならない（変更・追加）。
- (5) 第4項第3文の照合データ体は、データ対照の結果だけを補足される。ここで確認される不一致性、とくにいろいろな部分調査間のそれは、統計機関によって解明され、照合データ体に入力される。
- (6) 連邦統計局は、州統計局に本法の課題を達成するために、第4項第3文ならびに第5項の照合データ体を利用することを保証する。州統計局は、このデータを、建物・住宅センサスの回答、第7条、第8条、第15条第4項、および第16条のデータ調査の回答を処理し、整理するために利用する。（原案には、さらに「ここでは、これらのデータと連邦統計局に存在する照合データ体が対照される。対照は、一般には自動的に行われる。対照の結果は、同時にいろいろなデータ体間の乖離を、部分調査を越えて、報告時点に近い時点において確認し、審査し、かつ報告することができるように、連邦統計局において保管される。」とあり。）
- (7) 州統計局は、第6条から第8条第4項と第5項が規定するデータにかんする統計調査、製表と分析を行うために、情報技術的な業務を、集中的な処理とデータ操作の意味において分業して担当する。それは、第9条第3項の業務にも適用される。特殊な建物における標本抽出と調

査 (第7条と第8条) については、ノルドラインヴェストファーレン州データ情報・技術事業体が、建物・住宅センサス (第6条) については、自由国家ザクセン州統計局が、世帯形成 (第9条第3項) と分析用データバンクについては、バイエルン州統計・データ処理局が、それぞれ担当する (字句訂正)。

- (8) 集中的に保管されているデータにかんするデータ保護法上の責任は、第1項から第7項にしたがって、管轄する統計局が負う。とくに、データは、他の統計局によって、本法に定める業務の枠内においてだけ、請求できることが保証されなければならない。自動化された方法手続きによるデータ請求を許可する責任は、受取り者が負う。

第13条 整理番号 (Ordnungsnummern)

- (1) おおのこの住所、建物、住宅、世帯および個人は、連邦・州統計局によって、市町村間と建物間に渡ることができる整理番号を付与される (下線部の追加)。
- (2) 整理番号は、第9条が規定するデータ連結において利用される。
- (3) 整理番号は、調査標識とともに保管することができる。それは、センサスにおける製表の終了後、遅くとも報告時点後4年までに抹消される。

第4章 センサス値の精度を確保するための措置

第14条 住居と、居住されている宿舍をそなえる建物の住所の補完的な把握

- (1) 州統計局は、2011年センサス準備法が規定する住所・建物登録簿に測量局のデータ (2011年センサス準備法第4条)、または住民登録局のデータ (2011年センサス準備法第5条)、または連邦労働局のデータ (2011年センサス準備法第6条) にもとづいて、受け入れた住所において、住居付き、または居住されている宿舍付き建物があるか否かを、審査する。州統計局は、それによって確認された居住住所を、2010年7月30日までに住所・建物登録簿に入力する。
- (2) 第1項にしたがって、住所を審査するために、州統計局における既存の資料と、一般的に入手することができるデータソースだけを、利用することができる。第1文のデータにもとづく審査が結論をもたらさないときには、州統計局が審査のために必要な個人に関連しないデータを、州法にしたがって建設計画、住民登録、土地税および不動産登録簿を管轄する機関の資料から獲得し、利用することができる。第2文によって、管轄機関は州統計局の要請にもとづいて、データを譲渡する。建設計画のデータが該当するかぎり、それは州法にしたがって、データ譲渡が命令されるかぎりにおいて、適用される。
- (3) 第1項の審査終了後に、州統計局は、未解決のままの住所を解明するために、第18条第2項に指示される者に、書面調査を実施する。それによって、解明することができないときには、巡回実査を実施する。第2文の意味における巡回実査は、公共の街路領域、または公共的に立ち入ることができる土地区画から、不動産を目視することである。

第15条 重複登録調査

- (1) 連邦統計局は、第3条第1項にしたがって、住民登録局から譲渡されたデータによって、個人が単一の住宅、または第1住宅以外の住宅で登録しているか否か（重複登録）、または第2住宅で登録しているか否かを審査する（表現の変更）。
- (2) 住民1万人以上の市町村における重複登録は、連邦統計局によって機械的に処理される。ここでの基準となる決定要件は、該当者の入居日である。それによって生成したデータ体が、第9条第1項におけるデータ連結を行い、第9条第2項における過剰・過小把握を確定するための基礎である。住民登録局にたいする再調査は許されない。
- (3) 第2住宅でだけ登録している者と住民1万人未満の市町村に登録している単一住宅または第1住宅以外に住宅を保有している者については、州統計局が報告時点の住宅の地位（Wohnungsstatus...筆者注）を確認する。住民登録局にたいする再調査は認められない（字句の変更）。
- (4) 第3項によって、住宅の地位を確認するために、州統計局は、該当者において、つぎの事項を把握する。
 1. 調査標識
 - a) 出生の月と年 b) 性別 c) 家族関係 d) 国籍 e) 該当者のそれぞれの住所における住宅の地位
 2. 補助標識
 - a) 家族名、旧姓と個人名 b) 出生日（月と年のデータを除く） c) 出生地 d) 該当者のすべての第1住宅と第2住宅の住所

第16条 不一致性を検出するための実査

- (1) 州統計局は、住民1万人未満の市町村において、ただ一つの居住されている住宅をそなえる住所について存在する不一致性を除去する。そのために、州統計局は該当する住所に居住するすべての者について、つぎの事項を調査する。
 1. 調査標識
 - a) 出生の月と年 b) 性別 c) 家族関係 d) 国籍 e) 住宅に居住している者の員数
 2. 補助標識
 - a) 家族名、旧姓と個人名 b) 出生日（月と年のデータを除く） c) 住所

第17条 センサス値の精度の評価（原案には、「精度の」後に「確保と」があり）

- (1) センサス実施の精度を確保するために、調査事務所は調査員の講習と業務処理を文書によって明示する。文書は、州統計局に提出され、審査を受けなければならない。調査事務所が設置されないときは、文書は、州統計局によって作成される。
- (2) 公式の住民数について、標本調査の精度を審査するために、第7条第3項の抽出された住所において、最低5%、最高10%の抽出率をもって、所管の州統計局によって、再調査が実施されなければならない（下線部変更）。

(3) 住民1万人未満の市町村における公式人口の確定値を基礎づけるセンサス値の精度を審査するために、州統計局は、住民の0.3%までの抽出率をもって、標本調査を実施する。

(4) 第2項と第3項で抽出された住所において、そこに居住するすべての者について、つぎの事項が調査される。

1. 調査標識

a) 出生の月と年 b) 性別 c) 家族関係 d) 住宅の地位 e) 国籍 f) 住宅に居住している者の員数

2. 補助標識

a) 家族名、旧姓と個人名 b) 出生日(月と年のデータを除く) c) 住所

(5) 連邦統計局は、州統計局と協力して、2015年12月31日までに、実施されたセンサスとその結果にかんする精度報告を作成する。本報告では、第7条第1項の精度規定が、どのように満たされているかについて記述されなければならない。とくに、つぎのことが記述されなければならない。

1. 標本方法の開発における仮定と、それが、標本調査の結果によって確認された程度

2. 標本方法が規整される専門的な基準

3. 標本調査の結果が、調査結果の精度を確保するための推定方法を、新しい知見に適合させる契機となったか否か、およびその程度。

本精度報告のために、州統計局は、その所管領域について遅くとも2015年3月1日までに、センサス実施にかんする精度報告を、連邦統計局に提出する。本報告は、とくに調査員の講習と業務処理、ならびに第2項と第3項の審査結果にかんする報告を含む。

第5章 申告義務とデータ保護

第18条 申告義務と申告様式

(1) 本法の調査については、申告義務が存在する。第7条第4項第19号の調査標識にかんする回答は、任意である(原案に追加)。

(2) 第6条と第14条第3項の調査において申告義務がある者は、建物、または住宅の所有者、管理者 (verwalter und Verwalterinnen)、その他処分権者と利用権者である。また、税法第39条第2項によって、建物と住宅が経済的に帰属する者も、所有者である。申告において、自計では、印刷された調査票とならんでオンライン調査票を利用することができる。州統計局は営利的な住宅所有者と、申告様式について、特別な契約を結ぶことができる。第6条第2項または第3項が規定する回答を行うことができない管理者は、所有者の氏名と住所を報告することを義務づけられている。2011年センサス準備法第10条第2項によって確定された申告義務者が、報告時点において、2011年センサス準備法10条第2項が規定する機関において所有権移転が履行されていないために、第1文と第2文の申告者の範囲に属さないときには、その者は、所管の統計局に取得者の氏名と住所を通知しなければならない。申告義務者が必要な情報をもって

いないときには、その者は、申告することができる第1文と第2文の申告義務者を指名しなければならない（訂正）。回答が得られないときには、替わって建物または住宅の所有者を調査することができる。

- (3) 第7条の世帯標本調査、ならびに第17条第2項と第3項の標本調査（追加）については、申告義務がすべての成人者、または独立の世帯を営む未成人者にあり、それは抽出された住所に居住する未成年の世帯構成員についても存在する。自分で回答することができない成人の世帯構成員については、他の申告義務がある世帯構成員に申告義務がある。未成年者、または自分で回答することができない者にかんする申告義務は、申告義務者に知られているデータについてだけ適用される。心身障害のために申告能力がない者が、その者について必要な申告を行う信任者を指名するときには、心身障害者と、それに関係する申告義務がある世帯構成員の申告義務は、信任者が申告するかぎり、効力をもたない。
- (4) 調査員が任用されるときには、第7条第5項第1号から第3号が規定する補助標識にかんするデータ、ならびに第7条第4項第2号、第4号と第8号が規定するデータは、（調査員が）出合った申告義務者によって、同じ住宅に居住する他の者についても、要求に応じて、口頭によって調査員に通知されなければならない。他の回答は、調査員にたいして、口頭または書式によって、ないしは電子的に行うことができる。書式による、または電子的な回答では、法律によって定められた期限内に、定められた受取者に与えられなければならない。電子的な申告では、申告義務者にかんするデータは、申告義務者が利用できる方法手続きによって、申告することができる。
- (5) 第8条第1項が規定する調査にたいする申告義務がある者は、特殊領域の住所に居住するすべての者であって、それは同一の住所に居住する独立の未成年の児童についても存在する。調査員が任用されるときには、（調査員が）出合った申告義務者は、第8条第1項第2文第1号記号 a と b ならびに第2号記号 a と b が規定するデータを、同じ住宅に居住する他の者についても、要求にもとづいて、口頭によって調査員に通知されなければならない（追加）。自分で申告することができない成人や未成年者については、代わりに施設の代表者に申告義務がある。機密性を要する特殊領域の者については、施設の代表者に申告義務がある。代表者にたいする申告義務は、彼に知られているデータだけについて適用される。施設の代表者に申告が義務づけられているときには、申告がなされる者は、そのことについて通知されなければならない。
- (6) 第15条第4項が規定する調査において申告義務がある者は、該当者（重複登録の有無にかんする審査を受ける者…訳者注）である。
- (7) 第16条の調査にたいして申告義務がある者は、すべての成人者、または独自の世帯を営む未成人者であって、それはまた、該当する住所に居住する未成年の世帯構成員についても存在する。自分で申告することができない成人の世帯構成員については、他の申告義務がある世帯構成員に申告義務がある。自分で申告することができない成人や未成年者にかんする申告義務は、

申告義務者に知られているデータだけについて適用される。心身障害のために申告能力がない者は、その者について必要な申告を行う信任者を指名するときには、心身障害者と、それに関係する申告義務がある世帯構成員の申告義務は、信任者が申告するかぎり、効力をもたない。第16条第1号の補助標識にかんするデータと第16条第1号記号 a、b と f のデータは、(調査員が) 出合った申告義務者によって、同じ住宅に居住する他の者についても、要求に応じて、口頭によって調査員に通知されなければならない。

(原案にあった「(8) 第17条第2項と第3項が規定する調査においては、申告義務者は、該当者である。」は削除)

第19条 抹消

- (1) 補助標識は、調査標識から、できるだけ早い時点で分離され、別に保管されなければならない。それは、第22条第2項と第23条の規定によって別の事情が発生しないかぎり、統計局において調査標識と補助標識の審査が、その論理性と完全性について終了するや否や、直ちに抹消されなければならない。
- (2) 調査資料は、センサスの製表終了後、遅くとも報告時点後4年までに廃棄されなければならない。

第20条 データ譲渡

- (1) 第3条第1項と第3項、ならびに第4条が規定するデータ譲渡は、既存の記録資料から行われる。第5条第1項のデータは、新規の調査を行わないで、既存のデータから作成される。
- (2) データの遠隔転送によるデータ譲渡においては、とくにデータの機密性、完全性と真実性を保証するデータ保護とデータの安全性を確保するために、そのときの技術水準に対応した措置がとられなければならない。一般的に利用することができるネットを使用するときには、技術的な水準に対応した暗号化の方法手続きが適用されなければならない。

第21条 公報

- (1) 連邦統計局と州統計局は、国民にセンサスにかんする情報を提供するために、インターネットの WWW. ZENSUS2011. de において、インターネットに共通のサイトを設置する。
- (2) 連邦政府は、電子版連邦公報と第1項が規定するインターネットのサイトに、調査標識の標識区分の解説を公示する。

第22条 上級の連邦・州機関ならびに市町村と市町村連合体への統計表と個票の譲渡

- (1) 連邦統計局と州統計局は、立法機関にたいして、単一の事案にかんする立法のためではなくて、利用と計画のために、連邦と州の上級機関に統計表を、マス目にただ一つの事案にかんするデータがある表をも、譲渡することができる。
- (2) 地方自治体統計の目的のためにだけ、連邦統計局と州統計局は、市長と市町村連合体の統計業務を担当する機関(統計機関)に、所管分野の要請に応じて、調査標識ならびに補助標識「街路」と「建物番号」にかんする個票、または街路側面ごとに要計された個票を譲渡することができる。譲渡は、統計の秘密が、法律に定められた措置によって、とくに統計機関が、市

町村と市町村連合体において統計以外の業務を担当する機関から、空間的、組織的、人事的に分離されることによって保護されているかぎり、認められる。補助標識は、できるだけ早い時点で、遅くとも譲渡後2年以内に抹消されなければならない。

第6章 末尾規定

第23条 建物・住宅・人口標本調査のための標本抽出枠の提供

連邦統計局と州統計局は、本法の適用範囲において、連邦統計、または州統計として実施される建物・住宅・人口標本調査の基礎として、数理的な偶然抽出法によって、標本調査区を確定するために、住宅数と人口数、特殊領域の種類、建物または宿舍の住所を利用することができる。これらの標識は、区分して保管されなければならない。抽出される標本調査区は、20%に制限される。標本調査区にかんする標識は、目的達成後に遅滞なく、遅くともつぎのセンサスの相応する抽出フレームのために利用することができる時点までに、抹消されなければならない。必要でない80%の標本調査区にかんする標識は、第3文が規定する標本調査区の確定後、直ちに報告時点後、遅くとも4年までに抹消されなければならない。

第24条 連邦統計局へのデータ譲渡にかんする経費

連邦統計局にたいするデータ譲渡の経費は、支払われない。

第25条 財政調整

連邦は、州に、登録簿支援型センサスを準備し、実施するための経費について、2011年7月1日に2億5千万ユーロ額の調整を行うことを保証する。財政割当の配分は、州のそれぞれの支出額にしたがって実施され、その額は、遅くとも2010年3月31日までに、州間の行政協定において確定される。

[九州大学名誉教授]